

補助の基準

目次

項 目	ページ	表番号
1. 公益の増進	1	
(1) 施設の整備事業	1	表 1
(2) 生活習慣病（メタボリックシンドローム等） の一次予防としての肥満対策に係る事業	2	
(3) 地域公益バスの整備事業	3	表 2
(4) 基礎的研究用機器の整備事業	3	表 3
(5) 検診車及び母子保健指導車の整備事業	4	表 4
(6) 事業費	4	
2. 社会福祉の増進	5	
(1) 施設の整備事業・機器の整備事業	5	表 5
(2) 福祉車両整備事業	9	表 6
(3) 事業費	10	
3. 非常災害の援護等	11	
(1) 臨時福祉施設の整備・運営事業	11	表 7
(2) 臨時福祉活動事業	11	
(3) 緊急医療活動事業	11	
4. 地域振興	11	
5. 施設の整備事業の単価等基準	12	
(1) 建築基準単価	12	表 8
(2) 付帯設備費	13	表 9
6. 事業費の経費の基準	14	表 10

1. 公益の増進

(1) 施設の整備事業

施設の整備に係る基準面積と初度調弁費は以下によるものとし、建築の単価等基準については、「5. 施設の整備事業の単価等基準」(P. 12)による。

表 1

施設別	基準面積 (㎡)	初度調弁費 (千円)	補助対象部門
社会教育施設	1名当たり 12.4 70人以内	1名当たり 129	社会教育に必要と認められる部門
更生保護施設	1名当たり 27.7 (ただし、収容定員が23名以下の施設の整備を行う場合には、20名を限度として算出し、1名当たり 5.5を加算) 個室整備については1室当たり 2.9を加算 JK Aが必要と認めた定員	1名当たり 129	更生保護に必要と認められる部門
	被保護者の集団処遇のための専用の集会室を設ける場合 1名当たり 4		
	上記集会室を、被保護者の処遇のために地域住民を活用する地域交流室として使用する 場合(上記に加えて) 1名当たり 1		
更生保護施設職員宿舎	入居対象者は、更生保護施設に勤務する職員とする。 1名当たり 19 1世帯 47 入居対象者数は、施設収容定員20人以下は4人、21人以上は10人(10人未満は10人として取り扱う)増すごとに1人加算	初度調弁は補助の対象としない	
犯罪被害者等の一時保護施設	1施設 500	1名当たり 129	
	一時保護施設への引越し費用	JK Aが必要と認められた額	
遺棄動物あつせん支援施設	1施設 40	1施設 500	
その他の施設	JK Aが必要と認められた面積	JK Aが必要と認められた額	

① 更生保護施設の職員宿舍の整備

緊急に建築することが必要と認められる場合に限るものとする。

② 犯罪被害者等の一時保護施設

基本的仕様は「犯罪被害者等一時保護施設の概要」を参照のこと。

(住居概要)

- ・ 単身者用の個室及び2人以上の世帯についての居室を併せて整備すること。
- ・ 会議室(多目的室)については十分な広さを設けること。
- ・ 管理人室については必ず設置し、施設整備後は管理人が常駐すること。

③ 遺棄動物あっせん支援施設の整備

基本的仕様は「遺棄動物あっせん支援施設の整備事業の概要」を参照のこと。

(補助概要)

- 1) 補助対象は地域で遺棄された犬猫のあっせん施設の整備のための建物の改修とし、新築、増改築は対象としない。
- 2) 付帯設備については暖冷房設備のみ可とする。
- 3) 法人から里親への犬猫の引渡しは無料とし、施設を整備した年度から5年度間、去勢・不妊手術等費用についても補助の対象とする(雄:3万円 雌:4万円を補助限度額とし、ワクチン、フィラリア検査、検便検査等費用も含む。)。去勢・不妊手術等費用についてのみ補助率は1/1とする。

(2) 生活習慣病(メタボリックシンドローム等)の一次予防としての肥満対策に係る事業

対象事業及び補助限度額は以下によるものとする。

① 肥満対策の啓発普及事業

補助限度額 1件当たり16,000千円

② 肥満対策のための調査研究事業

補助限度額 1件当たり30,000千円

③ 肥満対策の機器又は薬品の研究開発事業

補助限度額 1件当たり50,000千円

注1 営利を目的とした法人及び個人事業者への委託は認めないこととする。

(3) 地域公益バスの整備事業

補助対象法人が買い上げたバスを提供して、バス会社に通学、通院等のための運行委託をし、公益事業又は特定非営利事業として運行を行う場合のバスの購入経費及び事業の立ち上げに必要な機器整備費を補助する。

①地域公益バスの種類及び基準単価は次によるものとする。

表 2

種類	基準単価（千円）	備考
マイクロバス	6,000	定員11名以上
バス	21,000	定員30名以上

【補助対象車両の条件】

新車のみを対象とする。

②新たに地域公益バスの運行を行う場合、当該事務の立ち上げの際に必要なとされる初度調弁（パソコン、FAX、電話機等。ただし消耗品は除く）に係る経費については30万円を補助限度額とする。

(4) 基礎的研究用機器の整備事業

基礎的研究に係る機器の種類と基準単価は以下によるものとする。

表 3

種類別		基準単価（千円）
基礎的研究用機器	X線コンピュータ断層撮影装置（CT）	36,700
	X線テレビ装置	30,200
	胸部X線撮影装置	6,600
	乳房用X線撮影装置	10,200
	生化学自動分析装置	21,000
	自動血球計数装置	12,600
	超音波診断装置（腹部）	6,000

(5) 検診車及び母子保健指導車の整備事業

① 検診車整備事業

検診車の種類と基準単価は以下によるものとする。

表 4

種類別		基準単価（千円）	備考
検 診 車	胃胸部併用X線テレビ検診車	44,100	生活習慣病又は職業病の検診を目的とするものであること
	胃部X線テレビ検診車	40,950	
	胸部X線テレビ検診車（高圧）	21,000	
	婦人検診車	23,100	乳房用X線撮影装置を搭載したものであること
	循環器検診車	16,800	上記検診の補完を目的とするものであること

② 母子保健指導車整備事業

原則として1,000ccクラスの車両とする。

(6) 事業費

経費の基準については「6. 事業費の経費の基準」（P. 14）によるものとする。

2. 社会福祉の増進

(1) 施設の整備事業・機器の整備事業

施設の整備に係る基準面積と初度調弁費並びに機器の整備基準は以下によるものとし、建築の単価等基準については、「5. 施設の整備事業の単価等基準」(P. 12による。)

施設の整備事業又は機器の整備事業は、事業費総額が3,000千円以上の事業を対象とする。

表5-2に掲げる一般事業の施設の整備事業については、新築、改築又は増改築は補助限度額を1事業あたり50,000千円とし、改修の場合は補助限度額を20,000千円とする。ただし、同表中(2)障害者のための施設のうち作業所については、補助限度額を1事業あたり24,000千円とする。

表5-1

重点事業の施設及び機器

施設別	施設		機器				
	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)	リ	授	医		
(1) 児童虐待防止に資する施設							
児童養護施設	1名当たり	25.9	1名当たり	129			
	心理療法室を整備する場合	1施設 150を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1名当たり 112を加算			
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1名当たり 11.38を加算					
	親子生活訓練室を整備する場合	1施設 29.8を加算					
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1名当たり 7.2を加算					
地域子育て支援スペースを整備する場合	1施設 80.3を加算						
地域小規模児童養護施設	1名当たり	25.9	1名当たり	129			
			本体施設とのネットワークのための映像情報関係機器を整備する場合	500を加算			
情緒障害児短期治療施設	1名当たり	30.7	1名当たり	129	○		○
	心理療法室を整備する場合	1施設 230を加算					
情緒障害児短期治療施設付属学習施設	JKAが必要と認めた面積		1名当たり	129			
児童自立支援施設	1名当たり	36.8	1名当たり	129			
	通所部門を整備する場合	1名当たり 14.6を加算	通所部門を整備する場合	1名当たり 108を加算			
(2) 高齢者の健やかな地域生活のための施設							
高齢者生活共同運営住宅 (高齢者生き生きグループリビング)	JKAが必要と認めた面積		JKAが必要と認めた額				
介護予防サイクルハウス	1施設	700	1施設	3,000	○		○
(3) 障害者の地域活動のための施設							
障害者地域活動拠点施設	1施設	300	1施設	1,000	○	○	

施設別	施設		機器		
	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)	リ	授	医
(4) 身体障害者補助犬の普及のための施設					
盲導犬繁殖施設	J K Aが必要と認めた面積	J K Aが必要と認めた額			J K A必要と認めた機器
盲導犬訓練施設					
盲導犬ケア施設					
聴導犬普及に係る施設					
介助犬普及に係る施設					

表5-2

一般事業の施設及び機器

施設別	施設		機器			
	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)	リ	授	医	
(1) 児童福祉施設						
母子生活支援施設	1世帯	60.4	1世帯	129		
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1世帯当たり 37.92を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1世帯当たり 112を加算		
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1名当たり 7.2を加算	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1世帯当たり 44を加算		
	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1世帯当たり 9.4を加算				
児童厚生施設	J K Aが必要と認めた面積		J K Aが必要と認めた額			
知的障害児施設	1名当たり	23.8	1名当たり	129	○	○
	強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合	1施設 100を加算				
知的障害児通園施設	1名当たり	13.9	1名当たり	109	○	
難聴幼児通園施設	1名当たり	8.9	1名当たり	109	○	
盲・ろうあ児施設	1名当たり	23.9	1名当たり	129	○	
肢体不自由児施設 (入院治療部門)	100人以下の場合	1名当たり 39.7	1名当たり	129	○	○
	101人以上の場合 1人増すごとに	1名当たり 19.7				
肢体不自由児施設 (通院治療部門)	1名当たり	14.6	1名当たり	109	○	○
肢体不自由児通園施設	1名当たり	14.6	1名当たり	109	○	○

施設別	施設			機器			
	基準面積 (m ²)		初度調弁費 (千円)		リ	授	医
重症心身障害児施設	100人以下の場合	1名当たり	39.7	1名当たり	129	○	○
	101人以上の場合 1人増すごとに	1名当たり	19.7				
重症心身障害児通園施設 A型	1名当たり		14.6	1名当たり	108	○	○
自閉症児施設	1名当たり		第1種 27.9	1名当たり	129		○
			第2種 24.4				
	強度行動障害特別処遇 事業のための居室を整 備する場合 (第2種)		1施設 100 を加算				
児童家庭支援センター	1施設		84.4				
ショートステイ施設	1名当たり		11	1名当たり	118		
児童自立援助ホーム	1名当たり		23.3	1名当たり	129		
自立訓練棟	JK Aが認めた面積			JK Aが必要と認めた額			

(2) 障害者のための施設

障害者ケアホーム	1名当たり		23.3	1名当たり	129			
障害者グループホーム	1名当たり		23.3	1名当たり	129			
障害者福祉ホーム	1名当たり		39.7	1名当たり	129			
作業所	JK Aが認めた面積			JK Aが必要と認めた額				

(3) 生活保護施設

救護施設	1名当たり		30.3	1名当たり	129	○		
	個室整備については	1室当たり	2.9 を加算					
更生施設	1名当たり		30.3	1名当たり	129		○	
	個室整備については	1室当たり	2.9 を加算					
医療保護施設	JK Aが必要と認めた面積			JK Aが必要と認めた額				○
授産施設	1名当たり		14.6	1名当たり	129		○	
宿所提供施設	1名当たり		11.9	1名当たり	129			

(4) その他の施設

母子休養ホーム	1施設		665	1施設	1,429			
婦人保護施設	1名当たり		35.4	1名当たり	129			
社会事業授産施設	1名当たり		14.6	1名当たり	129	○	○	

注1 「高齢者生活共同運営住宅（高齢者生き生きグループリビング）」について

基本的仕様は、「高齢者生活共同運営住宅（高齢者生き生きグループリビング）の概要」を参照のこと。

(1) 定義

一人暮らしで生活に不安や不便を抱える高齢者が、比較的低廉な料金で、地域でお互いの自主性を尊重した共同生活を営むことにより、生涯自己実現を図りつつ健やかに老いることを目的とする、小規模在宅型共同住宅

(2) 施設仕様

- ① 入居者の個室面積25㎡（トイレ、洗面台、ミニキッチン、クローゼット）
- ② 共用部分は、1人平均20㎡（食堂、キッチン、浴室、共通トイレ、アトリエ、ゲストルーム等）
- ③ バリアフリー仕様
- ④ 防火構造、防災機器（社会福祉施設に要求される安全基準をクリアする構造、機器類）

注2 「介護予防サイクルハウス」について。

基本的仕様は、「介護予防サイクルハウスの概要」を参照のこと。

(1) 定義

自立高齢者及び要支援高齢者を対象に、要支援、要介護状態への移行防止を目的として、個別のメディカルチェックに基づいたトレーニングメニューによる、運動機能向上・回復訓練（自転車エルゴメーター等の各種機器、流水プール等を使用）等を、非営利事業とし提供する施設とする。

(2) 総事業費200,000千円以内

(3) 施設仕様

- ① メディカルチェック室 40㎡以上
- ② マシントレーニング室（トレーニングマシン設置） 120㎡以上
 - ・トレーニングマシンは、高齢者向けに設計された、安全かつ効果的な機器であること。
 - （トレーニングマシンとして自転車エルゴメーターを10台以上整備すること。）
- ③ プール室 240㎡以上

内訳	プール部分	90㎡	プールサイド部分	150㎡
----	-------	-----	----------	------

プールは一部（概ね60㎡）を流水プールとすること。
- ④ 多目的室（介護予防講座、地域交流、運動等に使用）100㎡以上

注3 「障害者地域活動拠点施設」について。

基本仕様は、「障害者地域活動拠点施設の概要」を参照のこと。

(1) 定義

障害者自立支援法の「地域活動支援センター」（Ⅰ、Ⅱ又はⅢ型）に、障害者が自主的な地域活動を行うための拠点となる機能を付加した施設とする。

(2) 施設仕様

- ① 「地域活動支援センター」（Ⅰ、Ⅱ又はⅢ型）の機能に必要な十分な施設であること。
- ② ①に加えて、障害者が自ら行う自主的な地域活動に必要な施設であること。

(3) 補助金交付要望を行うにあたって、当該「障害者地域活動拠点施設」で、「障害者が自ら行う地域活動」の内容について、具体的に提案すること。

注4 既存建物(全部又は一部)を借受けて、「高齢者生活共同運営住宅(高齢者生き生きグループリビング)」、「障害者ケアホーム」、「障害者グループホーム」又は「児童自立援助ホーム」を整備する、若しくは「地域住民が主体となっていく子育てサポート事業」を実施するためのスペースを整備するために必要な経費は、改修に係る経費のほか、初度調弁に係る経費、当該建物の平成21年度分の賃貸に係る経費（賃貸終了後に返還することが約される敷金等は除く。）も補助の対象とし、賃貸に係る経費については、JKAGが必要と認めた額とする。

注5 法人所有の建物の全部又は一部を使用して、「地域住民が主体となって行う子育てサポート事業」を実施するためのスペースを整備するために必要な経費は、改修に係る経費のほか、初度調弁に係る経費とする。

注6 「障害者ケアホーム」、「障害者グループホーム」又は「児童自立援助ホーム」を買い取りにより整備する場合の基準については、JK Aが必要と認めた額とする。

注7 作業所については新築の場合に限り、増改築の場合は認めない。

注8 「機器」欄の「リ」はリハビリ用設備、「授」は授産用設備、「医」は医療用設備を表し、その設備を整備する場合の基準については、JK Aが必要と認めた額とする。障害者自立支援法上の障害サービスを提供する施設の機器の整備事業については、その施設の目的を達成するに必要なリハビリ機器、授産機器及び医療機器を対象とし、整備する場合の基準については、JK Aが必要と認めた額とする。

ただし、「介護予防サイクルハウス」の施設整備にあたって、機器も同時に整備する場合には、トレーニングマシン等のリハビリ用設備（機器）については12,000千円、メディカルチェックに使用する医療用設備（機器）については5,000千円を基準とする。

注9 初度調弁は、新築、全面改築又は定員増を伴う増築の場合に限る（但し、注4、5の場合を除く。）ものとし、単価50千円以上のものを対象とする。

なお、施設等の快適性、利便性の向上に顕著な効果があり、かつ先駆的な機能を有する社会福祉機器を購入する場合は、表に掲げる初度調弁費のほか、JK Aが必要と認めた額を加算できる。

(2) 福祉車両整備事業

福祉車両の種類及び基準単価は次によるものとする。

表6

種類	特別装備	排気量クラス(cc)	基準単価(千円)
訪問入浴車	入浴サービス設備	660以下(軽)	3,900
		661~2000	4,300
移送車Ⅰ	「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれかの装備	660以下(軽)	1,200
		661~1500	1,400
		1501~2000	2,000
		2001~3000	2,700
移送車Ⅱ	車いす仕様(スロープ式)	660以下(軽)	1,500
		661~1500	1,800
		1501~2000	2,500
		2001~3000	3,300
移送車Ⅲ	車いす仕様(リフト式)	660以下(軽)	1,500
		661~1500	1,600
		1501~2000	2,300
		2001~3000	3,000
移送車Ⅳ	特別装備の有無を問わない	1501~2000	1,700
		2001~3000	2,300

(7) 訪問入浴車

訪問先で入浴サービスを行うため、特別装備として「入浴サービス設備」を有する車両とする。

(イ) 移送車Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

現に法定の社会福祉施設を有する法人が、当該施設の入所者、施設利用者の無償の輸送のために使用する車両とし、特別装備として、「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」、「車いす仕様（スロープ式）」、「車いす仕様（リフト式）」のいずれかを有する車両とする。

・助手席リフトアップ

助手席が車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備

・セカンドシートリフトアップ

セカンドシート（前方から2列目の座席）が車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備

・車いす仕様（スロープ式）

車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備

・車いす仕様（リフト式）

車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備

(ウ) 移送車Ⅳ

・現に表5-1の(3)、表5-2の(2)に掲げる施設又は障害者自立支援法上の障害サービスを提供する施設を有する法人が、当該施設の入所者、施設利用者の無償の輸送のために使用する車両とする。（特別装備の有無は問わない。）

・「身体障害者補助犬の普及のための施設」を有する法人が、当該施設の利用者、身体障害者補助犬の無償の輸送のために使用する車両とする。（特別装備の有無は問わない。）

【補助対象車両の条件】

①新車のみを対象とする。

②道路交通法で「普通自動車」に分類される車両のみを対象とする。

③訪問入浴車は排気量2000cc以下の車両、移送車Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは排気量3000cc以下の車両、移送車Ⅳは、排気量1501cc以上、3000cc以下の車両を対象とする。

④移送車Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、身体障害者対応車両とし、税金（「取得税」、「消費税」等）が減免対象となっている車両とする。

⑤移送車Ⅳは、乗車定員が7名以上の車両とする。

ただし、「身体障害者補助犬の普及のための施設」で、施設利用者とともに、身体障害者補助犬を輸送する場合は、この限りではない。

⑥マニュアル車は補助の対象としない。

⑦道路運送法で事業用車両となる場合は、補助の対象としない。

注1) 補助車両には、JK Aが指定した「補助標識」を、指定された方法で表示しなければならない。

注2) 「基準単価」は、車両本体経費（特別装備がある場合はその経費も含む）に、JK A指定の「補助標識」の表示に係る経費を合わせた金額で、各排気量クラスにおいて、「当該事業に必要であると認められる額」の上限を示すものである。

なお、電気自動車、天然ガス車については、JK Aが認めた額とする。

注3) 自動車登録諸経費（自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費及びこれに係る消費税等）は補助の対象としない。

注4) 車両本体経費以外のオプション装備の経費は補助の対象としない。

(3) 事業費

経費の基準については「6. 事業費の経費の基準」（P. 14）によるものとする。

3. 非常災害の援護等

(1) 臨時福祉施設の整備・運営事業

対象とする施設と基準面積、初度調弁費、基準単価は以下によるものとする。

表 7

施設別	基準面積 (㎡)	初度調弁費 (千円)	備考
臨時保育所	1施設 165以内	1施設 1,680	構造は、プレハブ造を原則とする 新築する場合の建築基準単価は、1㎡当たり64千円を限度とする 初度運営費は、1施設当たり840千円を限度とする レンタルの場合は、JKAが必要と認められた額とする
臨時乳児院			
臨時浴場			
臨時診療所			
その他臨時福祉活動に利用される施設（簡易トイレ、給水設備等も含む）			

(2) 臨時福祉活動事業

1 災害における 1 活動事業費は、2, 100 千円を限度とし、単価については「6. 事業費の経費の基準」(P. 14)によるものとする。

(3) 緊急医療活動事業

JKAが必要と認められた額とする。

4. 地域振興

原則として、事業費総額が3, 000千円以上30, 000千円以下の事業を対象とする。

単価については「6. 事業費の経費の基準」(P. 14)によるものとする。

5. 施設の整備事業の単価等基準

(1) 建築基準単価

平成21年度公益事業振興補助事業における施設の整備事業の建築基準単価は、原則として次のとおりとする。(消費税相当額を含む。)

表 8

建築基準単価	建築物の主要構造部の構造区分	1 m ² 当たりの基準単価 (千円)	
		北海道・東京・埼玉・千葉・神奈川・山梨・滋賀・大阪・京都・沖縄の各都道府県以外の地域	北海道・東京・埼玉・千葉・神奈川・山梨・滋賀・大阪・京都・沖縄の各都道府県の地域
	鉄筋・鉄骨鉄筋コンクリート造	176	189
	鉄骨造	159	166
	木造	143	157

注1 建築物の主要構造部の構造は、建築基準法施行令による。

注2 実際の単価が上表より低い場合は、その実際の単価による。

注3 基準単価には次の費用を含む。

電気設備、給排水衛生設備、ガス設備、浄化槽設備、火災報知機設備、消火栓設備、非常通報装置設備、リフト(乗用以外)設備の工事の各々に要する費用並びに設計監理費

注4 既存施設の改修の場合は、上表の基準単価の1/2(千円未満切捨て)の金額を限度とする。(実際の単価がこれより低い場合は、その実際の単価による。)

ただし、「(2)付帯設備のア.暖冷房設備費」の算定については、上表の基準単価とする。(実際の単価がこれより低い場合は、その実際の単価による。)

(2) 付帯設備費

施設の整備事業の際に下記付帯設備を併せて整備する場合は、それぞれの補助基準以内において必要と認められる額を建築費に加算することができる。

表 9

付帯設備の別	補助基準	備考
ア 暖冷房設備費 (ア) 暖房設備のみの場合 (イ) 冷房設備のみの場合 (ウ) 暖冷房設備併設の場合	建築基準単価の 9% " 11% " 13%	床暖房については、床暖房単独若しくは暖房、冷暖房と併せて設置する場合は建築基準単価の13%までを限度とする。
イ エレベーター設備費	1基につき 10,000千円 ただし、小型（積載200kg ／3人乗）の場合 1基につき 2,000千円	人員用エレベーター 2階建以上の入所施設及びその他JKAが必要と認めた施設
ウ 合併処理槽設備費	JIS算定対象人員 1人当たり 140千円	・左記金額には処理槽本体、標準工事費を含む ・処理排水 BOD・20ppm ・1施設当たり10,000千円を限度とする
エ スプリンクラー設備費	1㎡当たりの基準単価 14,200円	
オ 介護用リフト	JKAが必要と認めた額	
カ 特殊浴槽	JKAが必要と認めた額	

6. 事業費の経費の基準

平成21年度公益事業振興補助事業における施設の整備事業、機器の整備事業又は車両の整備事業以外の事業については、以下の基準によるものとする

表 10

経費の区分	経費の種類	対象経費	限度額	備考
旅 費	国内旅費	運賃、日当、宿泊料	JKAが必要と認められた額	特別車両料金は認めない
	交通費	委員会等に出席するための交通費	1回につき 1,000円	
手 当	委員手当	委員会等の委員長	1回につき 10,000円	委員として学識者又はこれに準ずると認められるものを委嘱した場合
		委員会等の委員	9,000円	
謝 金	指導員等謝金	専門的な業務等に従事させるための謝金	1日当たり 9,000円	指導員等として学識者又はこれに準ずる者を依頼した場合
	講 師		1日当たり 50,000円 1時間につき 15,000円	講師として講習会、セミナー等に学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合
会 議 費	会 議 費	茶菓代	1日1名当たり 500円	
原 稿 料	原 稿 料		400字詰原稿用紙1枚につき 2,500円	
臨時傭役費	臨時傭役費	日当	1日1名当たり 6,000円	交通費を含む
ビデオ製作費	ビデオ製作費	ビデオ・DVD・CD-ROM製作費	3,000千円	
借 上 料	会場借上料 車両借上料 機械等借上料	講習会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に借上げるための経費（長期借上は除く）	JKAが必要と認められた額	
そ の 他	印刷費 図書費 資料購入費 翻訳費 その他	上記以外の必要な経費	JKAが必要と認められた額	